

福島賃審発第9号
令和5年8月7日

福島労働局長
井口真嘉 殿

福島地方最低賃金審議会
会長 熊沢



福島県最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和5年7月4日付け福島労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

なお、上記結論については、全会一致に至らず、採決によるものであることを申し添える。

福島県最低賃金

- 1 適用する地域
福島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 900円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり
- 7 政府・福島県への要望
福島県における中小企業・小規模事業者の経営は、エネルギー、原材料価格の高騰等により、依然として非常に厳しい実態にあることを踏まえ、政府においては、
 - ① 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、
 - ・ 政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を持続的に実施すること。
 - ・ 生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種助成金等を受給できるようにする等、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を図ること。特に業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を図ること。
 - ・ ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化を図ること。
 - ・ 発注者が、価格交渉を誠実に実施するよう「パートナーシップ構築宣言」の

普及拡大を図ると共に、下請けGメンによる監視と指導を徹底するなど、取引適正化支援をより一層強化・拡充すること。

- ・ 価格転嫁対策について、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げできるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を図ること。

- ② 事業主における社会保険料・税の減免・猶予制度等、即応性・実効性の高い施策を実施すること。

また、福島県においては、

- ① 厳しい経営状況にある事業者支援のために、即応性・実効性の高い独自の支援策並びに独自の技術開発・特許の取得、人材育成など企業の稼ぐ力の向上につながる支援等の検討を行い、積極的に取り組むこと。
- ② 地方税における減免・猶予制度等、即応性・実効性の高い施策を実施すること。